

令和 5 年 9 月  
大 東 市 議 会  
定 例 月 議 会 議 案  
条 例 新 旧 対 照 表

## も く じ

・議案第 77 号	大東市印鑑登録及び証明に関する条例-----	1
・議案第 78 号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する 法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	
	大東市附属機関条例-----	3
	大東市立認定こども園条例-----	5
	大東市立子ども発達支援センター条例-----	5
	大東市立幼児発達支援教室条例-----	5
・議案第 79 号	大東市附属機関条例-----	7

## 議案第77号

### 大東市印鑑登録及び証明に関する条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第14条 (略)
( <u>個人番号カード等による印鑑登録証明書の交付申請</u> )
第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機に必要な事項を入力することにより、当該端末機より印鑑登録証明書の交付を申請し、これの交付を受けることができる。
第16条 ～ 第19条 (略)

### 主要改正点

- ・印鑑登録証明書の交付申請の方法として、移動端末設備の利用により行う方法を追加したこと。

旧
第1条 ～ 第14条 (略)
( <u>個人番号カードによる印鑑登録証明書の交付申請</u> )
第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録を受けたものに限る。）を利用して本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機に必要な事項を入力することにより、当該端末機より印鑑登録証明書の交付を申請し、これの交付を受けることができる。
第16条 ～ 第19条 (略)

議案第78号

- 大東市附属機関条例
- 大東市立認定こども園条例
- 大東市立子ども発達支援センター条例
- 大東市立幼児発達支援教室条例

新			
(大東市附属機関条例)			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長			
	大東市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第72条第1項各号</u> に掲げる事務に関する事項、大東市次世代育成支援対策行動計画に関する事項その他子ども・子育て支援に関する事項についての調査審議に関する事務	15人以内

主要改正点

- ・ こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧			
(大東市附属機関条例)			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長			
	大東市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第77条第1項各号</u> に掲げる事務に関する事項、大東市次世代育成支援対策行動計画に関する事項その他子ども・子育て支援に関する事項についての調査審議に関する事務	15人以内

## 新

### (大東市立認定こども園条例)

第1条 ～ 第2条 (略)

(入園の資格)

第3条 (略)

(1) 本市内に保護者(法第2条第11項に規定する保護者をいう。以下同じ。)と共に居住する子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども

(2) (略)

第4条 ～ 第8条 (略)

### (大東市立子ども発達支援センター条例)

第1条 ～ 第7条 (略)

(費用負担)

第8条 センターの利用に要する費用は、法その他法令の規定に基づき 内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び給食等に要する実費とする。

2 (略)

第9条 (略)

### (大東市立幼児発達支援教室条例)

第1条 ～ 第6条 (略)

(費用負担)

第7条 幼児発達支援教室の利用に要する費用は、法の規定に基づき 内閣総理大臣が定める基準により算定した費用とする。

2 (略)

第8条 (略)

## 旧

第1条 ～ 第2条 (略)

(入園の資格)

第3条 (略)

(1) 本市内に保護者(法第2条第11項に規定する保護者をいう。以下同じ。)と共に居住する子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども

(2) (略)

第4条 ～ 第8条 (略)

第1条 ～ 第7条 (略)

(費用負担)

第8条 センターの利用に要する費用は、法その他法令の規定に基づき 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び給食等に要する実費とする。

2 (略)

第9条 (略)

第1条 ～ 第6条 (略)

(費用負担)

第7条 幼児発達支援教室の利用に要する費用は、法の規定に基づき 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用とする。

2 (略)

第8条 (略)

議案第79号

大東市附属機関条例 新旧対照表

新			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長	大東市健康増進計画作成委員会	<u>健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進計画、食育基本法（平成17年法律第63号）に基づく食育推進計画及び自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づく自殺対策計画についての調査審議に関する事務</u>	<u>18人以内</u>
	大東市予防接種健康被害調査委員会	(略)	(略)

主要改正点

- ・第3次大東市健康増進計画の策定に当たり、当該計画において自殺対策基本法に基づく自殺対策計画についての内容を一体的に定めることに伴い、大東市自殺対策計画策定委員会を廃止したこと。

旧			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長	大東市健康増進計画作成委員会	<u>大東市健康増進計画についての調査審議に関する事務</u>	<u>10人以内</u>
	大東市予防接種健康被害調査委員会	(略)	(略)
	<u>大東市自殺対策計画策定委員会</u>	<u>大東市自殺対策計画についての調査審議に関する事務</u>	<u>13人以内</u>

印刷物番号

5 - 3 7